



宮 崎 県 公 報

平成30年5月21日 (月曜日) 第 2996 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則…………… (衛生管理課) 1

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1

頁

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1
○救急病院の認定 (2件) …………… (医療業務課) 2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 2
○歳入の収納の事務の委託…………… (山村・材振興課) 2

公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施…………… (医療業務課) 2
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 3

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則 (昭和62年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第6号 (第7条関係) [略] 添付書類 戸籍謄本又は抄本	様式第6号 (第7条関係) [略] 添付書類 <u>戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し (クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)</u>
様式第8号 (第9条関係) [略] クリーニング業法施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり免許証の訂正を申請します。 [略]	様式第8号 (第9条関係) [略] クリーニング業法施行規則第8条の規定により、次のとおり免許証の訂正を申請します。 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 509号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
富高薬局Grand Tsuno	児湯郡都農町大字川北5202番	平成30年4月10日

宮崎県告示第 510号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年5月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人高千穂会 ひかりクリニック 都城	都城市上長飯42号1番 地	平成30年3月31日
つくし薬局	都城市上長飯町58-13	平成30年3月31日

宮崎県告示第 511号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年5月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日向市立東郷病院	日向市東郷町山陰丙1412番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 512号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年5月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人倫生会三州病院	都城市花繰町3街区14号

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年5月24日から平成33年5月23日まで

宮崎県告示第 513号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年5月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年7月8日宮崎県告示第955号、昭和52年1月21日宮崎県告示第49号、昭和52年11月8日宮崎県告示第1134号、昭和54年5月22日宮崎県告示第661号、昭和58年1月28日宮崎県告示第85号、昭和59年3月6日宮崎県告示第274号、昭和61年6月10日宮崎県告示第644号、平成元年9月1日宮崎県告示第971号、平成元年10月17日宮崎県告示第1125号、平成8年5月23日宮崎県告示第707号、平成9年11月20日宮崎県告示第1202号、平成13年10月3日農林水産省告示第1354号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び東臼杵農林振興局並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 514号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年5月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
林業・木材 産業改善資 金の貸付事 業に係る貸 付金の元利 償還金及び 違約金の収 納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合 会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 西都地区製材協同組合 西都造林素材生産事業協 同組合 日向地区国有林材事業協 同組合	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

平成30年5月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 試験の日時
平成30年8月7日（火曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市霧島1丁目1番地1
J A・A Z Mホール
- 3 受験願書の提出方法及び受付期間
 - (1) 提出方法
持参によること。ただし、県外居住者にあつては、郵送（書留郵便に限る。）によることができる。
 - (2) 受付期間

平成30年6月11日(月曜日)から6月22日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)。ただし、郵送の場合は、6月22日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の配布場所

県保健所

5 その他

詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療薬務課薬務対策室(電話0985(26)7060)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、奈留土地改良区(串間市)から平成30年4月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

--	--